

口大野区慶弔規約

(目 的)

第1条 この規約は、口大野区（以下「区」という。）が行う慶弔について必要な事項を定める。

(慶弔の種類)

第2条 区が行う慶弔の種類は、祝い金等、見舞金及び弔慰金等とする。

(慶弔の基準)

第3条 前条に規定する慶弔の基準は、別表の第1号から4号までとする。

2 前項に規定する第4号については、区長がその都度町内会長会議で決定することができる。

附 則

この規約は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

慶弔の種類		基 準	支給内容等（額）
1号	祝い金等	区民又は区内公益活動団体等が京都府知事表彰以上の表彰を受賞した場合。ただし個人にあつては大臣表彰以上の受賞とする。	祝い金5千円または祝い品（額縁等）
2号	見舞金等	①現職の区長並びに町内会長および区事務員（嘱託職員含む）が、7日以上入院治療が必要になった場合 ②当区の事業活動中に怪我等を負い、7日以上入院治療が必要になった区民	見舞金5千円
3号	弔意金等	①現職または前および元区長の死亡	香料5千円 花輪等
		②現職町内会長の死亡 （本人のみ）	香料3千円 花輪等
		③現職の審議員、監査員、公民館長及び公民館主事の死亡（本人のみ）	香料3千円
		④現職の区事務員等（嘱託職員、臨時雇用含む）の死亡（本人のみ）	香料3千円
4号	特別弔慰金	①当区に多大な貢献のあった者の死亡 （100万円以上の高額寄付者等） ②当区の事業活動中に死亡した区民	香料5千円 弔電